熊本県公報

第１１４００号
平成18年4月28日（金）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○漁船保険義務加入区名の改正……（団体支援総室）1
○救急医療機関に関する認定……（医療政策総室）2
○　〃　……（　〃　）2
○指定居宅介護支援事業所の指定……（高齢者支援総室）3
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……（税　務　課）3
○道路の供用開始……（道路保全課）3
○道路の区域の変更……（　〃　）3
○水防警報河川の指定……（河　川　課）4
○熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部改正……（経営金融課）4
○道路の供用開始……（道路保全課）13
公　告
○土地改良区役員の退任及び就任……（農村計画技術管理課）13
○兼用工作物管理協定の締結……（道路保全課・都市計画課）14
○建築基準法第86条第1項の規定に基づく一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定の公告……（建　築　課）15
○公用車売却に係る一般競争入札の実施……（管理調達課）15
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告……（建　築　課）17
○　〃　……（　〃　）17
○　〃　……（　〃　）18
○平成18年度電子計算機用業者管理データ入力業務に係る一般競争入札の実施……（監　理　課）18
○開発行為に関する工事の検査済証の交付及び工事完了公告……（建　築　課）20
登　載　依　頼
○平成17年7月27日から平成17年11月18日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置……（監査委員事務局）20

告　示

熊本県告示第482号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第4項及び第6項の規定により、昭和36年3月28日熊本県告示第161号を市町村合併に伴い次のように改正し、平成18年4月28日から施行する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

加入区名	区　域　名
「荒　尾	荒尾市大島、宮内出目、宮内、荒尾、北増永及び蔵満一円」
「牛　水	荒尾市牛水一円」
「長　洲	玉名郡長洲町大字長洲、梅田、高浜一円」
「岱　明	玉名市岱明町一円」
「滑　石	玉名市滑石一円」
「大　浜	玉名市大浜一円」
「横　島	玉名市横島町及び天水町一部一円」
「河　内	熊本市河内町一円」
「松　尾	熊本市松尾町一円」
「小　島	熊本市小島上町、小島中町、小島下町一円」
「沖　新	熊本市沖新町一円」
「畠　口	熊本市畠口町一円」
「海路口	熊本市海路口町一円」
「川　口	熊本市川口町一円」
「住　吉	宇土市住吉町及び網津町一円」
「網　田	宇土市赤瀬町、戸口町及び長浜町一円」
「三　角	宇城市三角町一円」

「不知火町　　宇城市不知火町一円」
「竜北町　　氷川町網道、大野、鹿島、鹿野、河原、島地、新田、高塚、野洲、吉本及び若洲一円」
「鏡　町　　八代市鏡町一円」
「千　丁　　八代市千丁町一円」
「昭　和　　八代市昭和日進町、昭和明徴町及び昭和同仁町一円」
「八　代　　八代市泉町、東陽町、鏡町、坂本町、千丁町、昭和地区、日奈久地区及び二見地区一円を除く、八代市一円」
「日奈久　　八代市日奈久地区一円」
「二　見　　八代市二見地区一円」
「田　浦　　葦北郡芦北町井牟田、海浦、小田浦、田浦、田浦町、波多島、横居木一円」
「芦　北　　葦北郡芦北町芦北、乙千屋、佐敷、白岩、鶴木山、計石、花岡、宮崎、女島、湯浦一円」
「津奈木　　葦北郡津奈木町一円」
「水俣市　　水俣市一円」
「松橋町豊川　　宇城市松橋町一円」
「小川町河江　　宇城市小川町河江一円」
「　中　　上天草市大矢野町中一円」
「維　和　　上天草市大矢野町維和一円」
「登　立　　上天草市大矢野町登立一円」
「　上　　上天草市大矢野町上一円」
「湯　島　　上天草市大矢野町湯島一円」
「松　島　　上天草市松島町及び天草市有明町楠甫一円」
「姫　戸　　上天草市姫戸町一円」
「高　戸　　上天草市龍ヶ岳町高戸一円」
「樋　島　　上天草市龍ヶ岳町樋島一円」
「大　道　　上天草市龍ヶ岳町大道一円」
「御所浦　　天草市御所浦町嵐口地区を除く、天草市御所浦町一円」
「嵐　口　　天草市御所浦町嵐口地区一円」
「有明町　　天草市有明町大浦、須子、赤崎、上津浦及び下津浦一円」
「島　子　　天草市有明町大島子及び小島子一円」
「宮　田　　天草市倉岳町宮田一円」
「棚　底　　天草市倉岳町棚底一円」
「栖　本　　天草市栖本町一円」
「本渡市　　天草市本渡町、楠浦町、下浦町、志柿町及び亀場町一円」
「佐伊津　　天草市佐伊津町一円」
「新和町　　天草市新和町一円」
「五和町　　天草市五和町一円」
「苓北町　　天草郡苓北町一円」
「天草町　　天草市天草町一円」
「崎　津　　天草市河浦町崎津、今福、今田、河浦、白木河内及び久留一円」
「宮野河内　　天草市河浦町宮野河内一円」
「深　海　　天草市深海町一円」
「久　玉　　天草市久玉町一円」
「魚貫町　　天草市魚貫町一円」
「牛深町　　天草市牛深町一円」
に改める。

熊本県告示第 483 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

救急医療機関

名　称	所　在　地	認　定　期　間
国民健康保険和水町立病院	玉名郡和水町江田 4040 番地	平成 18 年 3 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで

熊本県告示第 484 号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

名　称	所在地	撤回日
国民健康保険菊水町立病院	玉名郡菊水町大字江田4040番地	平成18年2月28日

熊本県告示第485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
光愛園 天草市五和町御領12131番地	社会福祉法人光總会	平成18年4月7日

熊本県告示第486号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

名　称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社鶴城	代表取締役 古賀　一藏	宇土市築籠町221番地	平成18年4月1日

熊本県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年4月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町碇石 884番2地先から 天草市新和町碇石 635番1地先まで	30	拡幅

2　供用を開始する期日　平成18年4月28日

熊本県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年4月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	熊本空港線	熊本市水前寺一丁目 429番地先から 同所 168番地先まで	前	12.2	36.6	交差点改良
			後	12.2～18.2	36.6	

２　区域を変更する期日　平成 18 年 4 月 28 日

熊本県告示第 489 号

水防法第16条の第1項の規定により熊本県知事が水防警報を行う河川を次のとおり指定し、平成 18 年 4 月 28 日より適用する。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　（１）　河川名　二級河川坪井川
　　（２）　指定区間　左岸　井芹川合流点から海まで
　　右岸　井芹川合流点から海まで
　　指定区間　左岸　堀川合流点から熊本市坪井五丁目 11 地先まで
　　右岸　堀川合流点から熊本市壺川一丁目 11 地先まで
２　（１）　河川名　二級河川井芹川
　　（２）　指定区間　左岸　西谷川合流点から坪井川合流点まで
　　右岸　西谷川合流点から坪井川合流点まで
３　（１）　河川名　一級河川木山川
　　（２）　指定区間　左岸　布田川合流点から加勢川合流点まで
　　右岸　布田川合流点から加勢川合流点まで
４　（１）　河川名　一級水系御船川
　　（２）　指定区間　左岸　八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見まで
　　右岸　八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見まで
５　（１）　河川名　二級河川関川
　　（２）　指定区間　左岸　玉名郡南関町大字関東県道橋（萩谷橋）から玉名郡南関町大字今まで
　　右岸　玉名郡南関町大字関東県道橋（萩谷橋）から玉名郡南関町大字高久野まで
６　（１）　河川名　一級河川木葉川
　　（２）　指定区間　左岸　玉名郡玉東町大字木葉から玉名市大字津留まで
　　右岸　玉名郡玉東町大字木葉から玉名市大字津留まで
７　（１）　河川名　二級河川氷川
　　（２）　指定区間　左岸　八代市泉町柿迫から八代市泉町下岳まで
　　右岸　八代市泉町柿迫から八代市泉町下岳まで
　　指定区間　左岸　河俣川合流点から海まで
　　右岸　河俣川合流点から海まで
８　（１）　河川名　二級河川町山口川
　　（２）　指定区間　左岸　天草市本渡町出来村 1937 の 1 地先から海まで
　　右岸　天草市本渡町井出 4315 地先から海まで

熊本県告示第 490 号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 816 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号アを次のように改める。

ア　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）に規定する計画に基づく次の事業

（ア）　経営革新計画承認グループ事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 16 年政令第 182 号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業であり、かつ、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成 16 年経済産業省令第 74 号。以下「省令」という。）第 26 条第 1 項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

（イ）　異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業

政令第 2 条第 1 項第 1 号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業開拓のための事業であり、かつ省令第 26 条第 2 項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

第 2 条第 1 号セ中「の施設の整備、」を削り、「解消するための」を「解消するために」に改め、「（本条第 1 号シに掲げるものを除く。）」を削り、同号中セをソとし、同号ス中「の施設の整備、」を削り、「解消するための」を「解消するために」に改め、「（本条第 1 号サに掲げるものを除く。）」を削り、同号中スをセとし、同号中シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「、組合員」を「、組合員等」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　総合効率化計画認定グループ事業
政令第2条第1項第1号ハに基づく、省令第27条の2の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

第3条第1号中「前条第1号ケ又はコ」を「前条第1号コ又はサ」に、「に対する」を「が専有する施設に係る」に、同条第2号中「前条第1号エ、オ又はキからケ」を「前条第1号オ、カ又はクからコ」に、同条第3号ア中「前条第1号アからコ」を「過去に前条第1号アからサ」に、「、過去に高度化事業」を「のいずれかの事業」に、同号イ中「前条第1号ケ」を「前条第1号コ」に改める。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（５）　緊急健康被害等防止貸付
前条第1号に規定する事業のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであって、知事が別途定める基準に適合する貸付け

第3条の2第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

第14条第2項中「なお、この保証人の変更については公正証書を作成するものとし、これに要する費用は借主の負担とする。」を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「第1項から第3項」に改め、同項を同条第7項に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項から第3項」に改め、同項を同条第6項に改め、同条第2項の次に次の3項を加える。

3　借主は、前項の理由以外の理由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書(別記第9号様式)に他の保証人及び担保を提供した者全員の同意を附して知事に申請し、知事の承認を受けなければならない。

4　知事は、第2項及び第3項の申請が知事が別途定める基準に適合すると認められる場合、保証人の変更を承認する。

5　第2項及び第3項の規定に基づく保証人の変更については公正証書を作成するものとし、これに要する費用は借主の負担とする。

第17条第4項及び第5項を次のように改める。

4　日割計算については、1年を365日として計算する。

5　利息の計算期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　貸付実行日から、支払期間までとする。

（２）　貸付期間中の利息の計算期間が2回以上にわたる場合は、第1回目の利息計算にあっては、貸付実行日から第1回目の支払期日(約定償還にあっては、貸付契約に定める元金及び利息の支払日、繰上償還にあっては、当該償還金の請求において指定した元金及び利息の支払日をそれぞれいう。以下同じ。)まで、第2回目以降の利息計算にあっては、前回の支払期日の翌日から次回の支払期日までの期間とする。

第17条に次の4項を加える。

6　利息の支払方法は、後払いとし、元金償還の約定日に支払を受ける。ただし、据置期間中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて年ごとに支払を受ける。

7　支払期日が休日の場合であって、次の営業日に元金及び利息の支払いが行われたときの利息の計算については、支払期日に支払いがあったものとして取り扱う。

8　利息の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

9　借主は、第1項の規定にかかわらず、知事に申請し、知事が別途定める基準に基づき承認した場合には、償還期間の満了前に貸付金の未償還額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。この場合において、申請書の様式については別記第10号様式とする。

第19条第6号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第21条第2項中「知事は、」の次に「借主が貸付金の約定償還期日までに貸付金の償還をしなかったとき、又は」を加え、「延滞した金額」を「延滞した元金」に改め、同項の次に次の4項を加える。

3　前2項に定める年当たりの割合は、平年又はうるう年を問わず、365日当たりの割合とする。

4　100円未満の端数金額に対しては、違約金を付さない。

5　支払期日が休日の場合であって、次の営業日に元金及び利息の支払いが行われたときの違約金の計算については、支払期日に支払いがあったものとして取り扱う。

6　違約金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第22条中「事業年度の決算が確定した後」を「決算年度終了後4ヶ月以内」に改める。

第24条第1項第6号ハ中「第2条第1号サからセ」を「第2条第1号シからソ」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2　知事は、前項の承認を行うに際して必要があると認めるときは、経営診断又は診断助言等を実施することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1　中小企業者に対する貸付け（第3条の2第1項関係）

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸付けの条件			
			利率(年)	償還期間(据置期間を含む)	据置期間	貸付額

経営革新計画承認グループ事業	中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき事業を実施する、同法第9条第1項に規定する中小企業者等で、次のいずれかの者 ①中小企業者等が事業実施のために結成するグループの一の代表者 ②グループの参加者全員の連名 ③グループの参加者であるそれぞれの中小企業者等	以下に掲げる土地、建物（関連施設を含む）、構築物（関連施設を含む）又は設備 ①開発研究及び試作品開発に係るもの ②デザイン開発又はシステム開発に係るもの ③試験及び検査に係るもの ④需要開拓に係るもの ⑤電子計算機 ⑥周辺装置 ⑦端末装置 ⑧伝送装置 ⑨①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの ⑩その他①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金（貸付けの相手方が貸付けの対象施設を取得、造成又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	中小企業新事業活動促進法第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を実施する、同法第2条第1項に規定する中小企業者で、次のいずれかの者 ①中小企業者が事業実施のために結成するグループの一の代表者 ②グループの参加者全員の連名 ③グループの参加者であるそれぞれの中小企業者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の90以内
下請振興事業計画承認グループ事業	下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画に基づき下請中小企業の振興に関する事業を実施する、同法第5条第1項に規定する特定下請組合等で、次のいずれかの者 ①特定下請組合等が事業実施のために結成するグループの一の代表者 ②グループの参加者全員	以下に掲げる土地、建物（関連施設を含む）、構築物（関連施設を含む）又は設備 ①開発研究及び試作品開発に係るもの ②デザイン開発又はシステム開発に係るもの ③試験及び検査に係るもの ④需要開拓に係るもの ⑤電子計算機 ⑥周辺装置	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内

	の連名 ③グループの参加者であるそれぞれの特定下請組合等	⑦端末装置 ⑧伝送装置 ⑨①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの ⑩その他①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの				
総合効率化計画認定グループ事業	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき同法第2条第2号に規定する流通業務総合効率化事業を実施する、同条第11号に規定する中小企業者で、次のいずれかの者 ①中小企業者が事業実施のために結成するグループの一の代表者 ②グループの参加者全員の連名 ③グループの参加者であるそれぞれの中小企業者	総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
施設集約化事業	事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、又は協業組合、又は合併会社若しくは出資会社	事業協同組合等が取得、造成又は整備するものであって、施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
連鎖化事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会、又は出資会社	連鎖化事業の用に供する本部施設として事業協同組合等が取得、造成又は整備する共同施設の土地、建物、構築物又は設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
共同施設事業	特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構	特定中小企業団体等が取得、造成又は整備するものであって、共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内

	成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者（法第2条第1項第1号から第5号までの各号のいずれかに該当する者をいう。）であるもの、又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）、又は企業組合若しくは協業組合					
経営改革事業	特定中小企業団体又は出資会社	特定中小企業団体等が取得、造成又は整備するものであって、経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
設備リース事業	特定中小企業団体	特定中小企業団体が組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善のために取得し、組合員等に買取予約付で賃貸する設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
企業合同事業	合併会社又は出資会社	合併会社等が取得、造成又は整備するものであって、企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
集団化事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会、事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合、又は協業組合	事業協同組合等が、その組合員又は所属員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うために整備する工場、事業場、店舗その他の施設の土地、建物、構築物又は設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
集積区域整備事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、又はこれらの組合若しくは連合会の組合員等である中小企業者	事業協同組合等が、その組合員又は所属員の相当部分が集積している区域において組合員等の経営の合理化を図るために整備する工場、事業場、店舗その他の施設の土地、建物、構築物又は設備	0.80％	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3　普通貸付以外の場合の対象となる事業及び貸付けの条件（第3条の2第2項関係）

貸付けの種類	対象となる事業	貸付けの条件			
		利率（年）	償還期間（据置期間を含む）	据置期間	貸付額
小規模事業者貸付	集団化事業、集積区域整備事業	別表第1と同じ			整備資金の100分の90以内
広域貸付	連鎖化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業	別表第1と同じ			整備資金の100分の80以内。ただし集団化事業にあっては、小規模事業者貸付の要件に適合する場合は整備資金の100分の90以内
施設再整備貸付		別表第1と同じ			整備資金の100分の80以内。ただし集団化事業及び集積区域整備事業にあって小規模事業者貸付の要件に適合する場合及び異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業に係る貸付けについては整備資金の100分の90以内
（1）第3条第1項第3号アに該当する場合	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業				
（2）第3条第1項第3号イに該当する場合	集団化事業				
災害復旧貸付	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業、地域産業創造基盤整備活性化事業、商店街整備等活性化支援事	無利子	別表第1及び第2と同じ		整備資金の100分の90以内

	業			
緊急健康被害等防止貸付	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業、地域産業創造基盤整備活性化事業、商店街整備等活性化支援事業	無利子	別表第1及び第2と同じ	整備資金の100分の90以内

別表第4　無利子貸付の特例（第3条の2第3項関係）

要　　件	対象となる事業
右の対象となる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員又は所属員、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の3分の2以上が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設、又は省資源・省エネルギー共同施設に係る貸付け	共同施設事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画、又は同法第10条第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営改革事業
右の対象となる事業のうち、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	
右の対象となる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る貸付け	集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る貸付け	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、経営改革事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小小売商業振興法（以下「小売振興法」という。）第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、集積区域整備事業

右の対象となる事業のうち、小売振興法第 4 条第 2 項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	集団化事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第 4 条第 3 項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第 4 条第 4 項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営改革事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第 4 条第 5 項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	連鎖化事業
右の対象となる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 5 条第 2 項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、流通業務総合効率化法第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業（特定中小企業団体が行う事業に限る）、共同施設事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成 9 年法律第 28 号）第 8 条第 2 項に規定する承認高度化等計画、第 10 条第 2 項に規定する承認高度化等円滑化計画、第 24 条第 2 項に規定する承認進出計画、又は第 26 条第 2 項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、経営改革事業、企業合同事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）第 17 条第 2 項に規定する認定特別事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、経営改革事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、中心市街地活性化法第 21 条第 2 項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業（特定中小企業団体が行う事業に限る）、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小企業新事業活動促進法第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営革新計画承認グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、下請振興法第 7 条第 2 項に規定する承認振興事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち 70％以上が承認振興事業計画に記載された中小企業者であるもの	下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備

	リース事業、集団化事業

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式（第23条関係）

対象施設利用状況報告書

年　　月　　日

熊本県知事　　様

名　　称
代表者名
所 在 地
電話番号

中小企業高度化資金の貸付けを受けて設置した対象施設について、　年4月1日から　年3月31日までの期間における対象施設の利用状況を、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　高度化資金貸付先の概要（═══内は組合のみ御記入ください）

貸付先の事業内容		年3月31日現在の借入残高	千円	出資金	千円	前年度中の出資金額の増減	千円
従業員数	人	組合員数		前年度中の組合員数の増減		組合員の最高出資口数	
		（うち大企業）					

2　　年3月31日現在の高度化資金貸付対象施設の状況

施設の種類	年3月31日現在の数量又は面積	年3月31日現在の決算書上の価格	利用状況に関する特記事項（改造、譲渡、交換、貸与、使用中止、目的外使用、破損、滅失等）
土　地			
建　物			
構築物			
設　備			

3　　年4月1日から　年3月31日までの変動状況
（増改築や設備の購入、専有する組合員の入れ替え等を日付順に記入してください）

変動のあった施設	数　量（面積）	変動のあった時期（年月日）	変動に係る経費	左の経費の調達方法	変　動　の　理　由

4　共同施設（又は協業施設）の利用状況（組合のみ御記入ください）

共同施設名	生産額（売上高）又は利用件数	利用割合			利用組合員数	一組合員の最高利用率
		組合員利用の額又は件数 (A)	員外利用の額又は件数 (B)	(B)/(A) (%)	(人)	(%)

5　高度化資金償還財源の調達方法及び今年度償還財源の確保状況

（注）償還財源の調達方法は事業収入、組合員からの賦課金収入（毎月手形で徴収）等、具体的に記入してください。

6　添付書類
・決算書を含む直近の通常（定時）総会資料一式
・貸付対象施設のレイアウト図（原則としてA4の用紙に各組合員の配置を示し、組合員名、土地・建物の面積を記入）
・組合員名簿（組合のみ御提出ください）
（注）記入欄が狭い場合は、別紙に記入して添付してください。

附　則

1　この要項は、告示の日から施行する。
2　この要項の施行日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年4月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	266号	上益城郡嘉島町大字鯰字高八 2127番2地先から 同　所 2694番2地先まで	140.0	

2　供用を開始する期日　平成18年4月28日

公　告

熊本県公告第337号

上益城郡山都町矢部開パ地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

役職名	氏　名	住　所
退任		
理事	伴　誠一	上益城郡山都町御所1128番地
〃	堀　喜久	上益城郡山都町御所3513番地
〃	藤本英昭	上益城郡山都町御所518番地
〃	倉岡隆生	上益城郡山都町下名連石453番地
〃	井手孝之	上益城郡山都町下名連石661番地
〃	金井邦夫	上益城郡山都町杉木2536番地
監事	因幡昭一	上益城郡山都町黒川271番地
〃	倉岡英治	上益城郡山都町下名連石4261番地
〃	兼瀬洋一	上益城郡山都町鶴ヶ田2039番地
就任		
理事	橋本康修	上益城郡山都町御所1206番地
〃	藤本英昭	上益城郡山都町御所518番地
〃	八田和一	上益城郡山都町黒川628番地
〃	下竹　敬	上益城郡山都町下名連石69番地
〃	平岡三幸	上益城郡山都町下名連石4350番地
〃	田上　明	上益城郡山都町城平1893番地
〃	荒木敏雄	上益城郡山都町鶴ヶ田614番地14
監事	森崎晃成	上益城郡山都町御所3661番地
〃	倉岡英治	上益城郡山都町下名連石4261番地
〃	梶原光輝	上益城郡山都町鶴ヶ田405番地

熊本県公告第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、道路と都市公園との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立したので、公告する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

一般県道益城菊陽線と熊本県民総合運動公園との兼用工作物管理協定

（目的）

第1条　この協定は、道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項本文及び第55条第1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項本文及び第12条の6の規定に基づき、道路管理者（以下「甲」という。）が管理する一般県道益城菊陽線（以下「道路」という。）と公園管理者（以下「乙」という。）が管理する熊本県民総合運動公園（以下「都市公園」という。）とが相互に効用を兼ねる施設の管理等の方法及び管理等に要する費用の負担等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（兼用工作物の範囲等）

第2条　この協定の対象となる兼用工作物は、熊本市石原二丁目947番2地先から熊本市石原二丁目865番2地先までの間において、道路と都市公園とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分とする。

2　兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。（別図省略）

（兼用工作物の管理）

第3条　兼用工作物の管理（通常の維持管理及び修繕をいう。以下同じ。）は、もっぱら都市公園の効用に資するもの以外については、甲が行うものとする。

2　甲は、前項のほか、次に掲げる乙の権限を代行するものとする。

（1）　都市公園法第5条第1項又は同法第6条第1項若しくは第3項の許可

（2）　都市公園法第27条第1項又は第2項の規定による処分又は必要な措置の命令

（3）　熊本県都市公園条例第2条第1項又は第3項の規定による行為の制限の許可

3　甲は、前項に掲げる乙の権限を代行した場合は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第11条の規定に基づき、その旨を乙に通知するものとする。

4　甲は、兼用工作物の管理を行うにつき、管理上重要なもの及び第2項各号に規定する権限の代行を行う場合は、緊急やむを得ない事情があって協議することができないときを除き、あらかじめ甲乙協議するものとする。

（兼用工作物の工事）

第4条　甲又は乙は、兼用工作物の工事（第5条に規定する災害復旧を除く。以下同じ。）

を行う必要が生じたときは、それぞれ協議するものとする。
２　甲又は乙は、前項の協議が終了し、工事が完了したときは、甲乙それぞれその旨を相手方に通知するものとする。
（兼用工作物の災害復旧）
第５条　兼用工作物の災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項に規定する災害復旧事業をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者が行うものとする。
（１）　兼用工作物のみ又は兼用工作物と道路に災害復旧が必要な場合　甲
（２）　前号に掲げる場合以外の場合　その都度協議して定めるところにより、甲又は乙
２　特に緊急に兼用工作物の災害復旧を行う必要があるときは、前項の規定にかかわらず、甲が兼用工作物の応急措置を行うものとし、乙は、その措置に協力するものとする。ただし、応急措置が完了した後の災害復旧については、前項の規定を適用するものとする。
３　兼用工作物の災害復旧が完了したときは、甲乙それぞれその旨を相手方に通知するものとする。
（占用料等の徴収）
第６条　第３条第２項第１号及び第３号の規定に基づく兼用工作物の占用又は使用の許可に係る占用料又は使用料は、甲が、道路法第39条第１項本文の規定に基づき徴収するものとする。
（兼用工作物の管理等に要する費用）
第７条　第３条に規定する兼用工作物の管理及び権限の代行に要する費用は、もっぱら都市公園の効用に資するもの以外については、甲が負担するものとする。
２　第４条に規定する工事に要する費用については、原則としてそれぞれ工事を行った者が負担するものとする。ただし、次の各号に掲げる兼用工作物に関する工事に要する費用の負担については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
（１）　甲が行う兼用工作物に係る工事に付随して生じた都市公園の工事
（２）　乙が行う兼用工作物に係る工事に付随して生じた道路の工事
３　第５条に規定する災害復旧に要する費用については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
（雑則）
第８条　兼用工作物の管理の方法又は管理に要する費用の負担で、第３条から前条までの規定によることが適当でないと認められるものについては、その都度甲乙協議するものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についても、同様とする。
２　この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙協議して定めるものとする。
この協定は、協定締結の日から効力を生じ、道路の供用を廃止したとき又は都市公園を廃止したときにその効力を失うものとする。
この協定を証するため、協定書２通を作成し、それぞれ１通を保有する。
平成18年4月19日

甲　道路管理者　熊本県
代表者　熊本県知事　潮　谷　義　子
乙　公園管理者　熊本県
代表者　熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県公告第339号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第１項の規定による一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定を行ったので、同条第８項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　対象区域　合志市野々島字東原4416番３ほか19筆及び里道
２　対象区域の面積　19,508.97平方メートル
３　縦覧に供する場所　菊池市隈府1272番地10　熊本県菊池地域振興局土木部景観建築課

熊本県公告第340号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　競争入札に付する事項
（１）　売却物品の名称
次に掲げる自動車４台

番号	車名及び種別等	型式	総排気量	初年度登録年月	走行距離	備考
１号物件	トヨタ クラウンワゴン 普通乗用自動車	E-JZS130G	2.49リットル	平成６年９月	109千km	

2号物件	ニッサン マーチ 小型乗用自動車	E-K10	0.98リットル	平成元年6月	49千km	
3号物件	ニッサン グロリア 小型乗用自動車	E-Y31	1.99リットル	平成9年5月	129千km	
4号物件	トヨタ クラウン 小型乗用自動車	E-GS151	1.98リットル	平成9年6月	131千km	

（２）　現状等
ア　1号及び2号物件については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第16条の規定による一時抹消登録済
イ　3号物件は、平成18年5月22日に車検満了を迎える。
ウ　4号物件は、平成18年6月18日に車検満了を迎える。
エ　自動車は現状渡しとし、引渡後の不調や故障等については、補償しない。
（３）　入札の方法
ア　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
ウ　入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
エ　入札は、自動車のそれぞれについてその番号順に行う。

2　入札参加申込み
入札の参加希望者は、入札説明書に示す入札参加申込書により、４に記載の場所へ申込みをすること。
入札参加申込期限までに入札参加申込みがない物件については、入札を行わない。

3　入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（２）　２に記載の入札参加申込みを行った者であること。

4　契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課管理指導班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話　096-333-2579（ダイヤルイン）

5　入札手続等
（１）　入札に関する事務を担当する部局の名称
４に記載のとおり
（２）　入札説明書の交付期間及び場所
ア　交付期間
平成18年4月28日（金）から平成18年5月12日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ　交付場所
４に記載のとおり
（３）　入札及び開札の日時及び場所
ア　日時
平成18年5月15日（月）午前9時30分から
イ　場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
（４）　入札書の提出方法
５の（３）記載の入札場所に持参するものとする。

6　その他
（１）　入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
（２）　入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を５の（３）記載の入札の日時に納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険

証券を提出したとき。
イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成18年5月12日（金）までに4に記載する場所に提出すること。
（3）　無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア　入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ　委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ　所定の入札保証金を納付しない者が行った入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額を訂正した入札
カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ　明らかに連合によると認められる入札
ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ　二以上の意思表示を行った入札
コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ　その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
（4）　落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
（5）　代金の納入
現金で即納すること。
（6）　3号及び4号物件の名義変更等について
ア　落札された車両の所有権は、名義変更の手続きを完了したときに移転する。
イ　名義変更の手続きが完了した後に引き渡す。
ウ　車両の名義変更等に関する事務手続きは、落札者において行う。
（7）　物品の引渡期限及び場所
ア　期限
平成18年5月19日（金）午後3時まで
イ　場所
熊本県庁行政棟新館地下1階公用車車庫
（8）　譲渡証明書等
ア　1号及び2号物件は、道路運送車両法第33条に規定する譲渡証明書及び一時抹消登録書を車両の引渡時に交付する。
イ　3号及び4号物件は、道路運送車両法第33条に規定する譲渡証明書、自動車検査証及び委任状を入札日当日に交付する。
（9）　売却をする自動車の公開
ア　期間
平成18年4月28日（金）から平成18年5月12日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ　場所
6の（7）のイに同じ。
(10)　その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市荒尾字中牟田2031番2、同2035番2、同2036番1、同2037番1及び同2037番5
1,945.20平方メートル
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン－イレブン・ジャパン

熊本県公告第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市野原字前田 1709 番 1、同 1710 番 1、同 1711 番、同 1712 番 1 及び同 1717 番 1
1,676.46 平方メートル
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン－イレブン・ジャパン

熊本県公告第 343 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市川登字五反田 1777 番 9、同 1777 番 18、同 1777 番 24、同 1777 番 30 の一部、同 1779 番の一部、同 1780 番の一部、同 1781 番の一部及び水路
2,015.82 平方メートル
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名市高瀬 259 番地
有限会社かずや

熊本県公告第 344 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　競争入札に付する事項
（1）　委託業務の名称
電子計算機用業者管理データ入力業務
（2）　委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
（3）　委託期間
平成 18 年 5 月 22 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
（4）　入札方法
ア　入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
イ　入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
ウ　入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
2　入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
（1）　熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
（2）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
（3）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
（4）　6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
（5）　平成 18 年 4 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
（6）　電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
（7）　受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
ア　熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日に、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
イ　アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注又は納品をすることができること。
3　入札参加資格を得るための申請方法等
（1）　申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示する

こと。）に必要書類を添付し、３の（２）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（２）　入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館２階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話　096-383-1111　内線6350

（３）　入札参加資格申請書の受付期間
平成18年4月28日（金）から平成18年5月9日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

４　競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（１）　提出期間
平成18年4月28日（金）から平成18年5月12日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（２）　提出場所
５に記載のとおり

（３）　提出方法
５に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（４）　入札参加資格確認結果の通知
入札参加確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

５　契約条項を示す場所
熊本県土木部監理課建設業係（熊本県庁行政棟本館11階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話　096-333-2485（ダイヤルイン）

６　入札手続等

（１）　入札に関する事務を担当する部局の名称
５に記載のとおり

（２）　入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア　交付期間
平成18年4月28日（金）から平成18年5月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ　交付場所
５に記載のとおり

（３）　入札及び開札の日時
平成18年5月16日（火）午後2時から

（４）　入札及び開札の場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室

（５）　入札書の提出方法
６の（４）記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、５に記載の場所に平成18年5月12日（金）午後5時15分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

７　その他

（１）　入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

（２）　入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書の予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額を６の（３）記載の入札日時まで納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（３）　無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ　委任状を提出しない代理人のした入札

ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額を訂正した入札
カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ　明らかに連合によると認められる入札
ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ　2以上の意思表示をした入札
コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ　その他入札に関する条件に違反した入札

（４）　落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

（５）　最低制限価格
無

（６）　契約の締結
ア　契約書作成の要否
要
イ　契約の締結期限
落札者決定の日から7日以内とする。
ウ　落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から4日以内とする。

（７）　契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

（８）　その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（二工区、三工区）
玉名郡玉東町大字木葉字鍛冶場576番1の一部及び県道の一部
28,315.18平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名郡玉東町木葉759番地
玉東町

熊本県監査委員公告第7号

平成17年7月27日から平成17年11月18日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年4月28日

熊本県監査委員　高　宗　秀　暁
同　月　待　孝　一
同　竹　口　博　己
同　馬　場　成　志

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部熊本県税事務所	平成17年9月20日	平成18年2月3日
（指導事項） 県税の未収金（平成16年度末現在1,925,430,407円）について、改善が見られるものの、滞納累増に		

対する的確な進行管理や組織的な対応を図ることにより、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

「平成17年度事務執行計画」に掲げた数値目標の達成を図るため、随時、「税収確保強化対策検討会」等において進行管理の徹底を図るとともに、新たに本庁からの滞納データを基にデータベースシステム（滞納整理支援システム（仮称））を作成し、各担当者が滞納状況等を入力することにより、担当者・係長・課長による滞納状況等の情報の共有化を図り、ヒアリング等を通して困難事案の早期解決に向け組織として対応し、未収金の解消を図ることとした。

なお、長年の懸案事項であった第一相互経済研究所の事案については、一昨年7月13日の最高裁判決（県側勝訴）を受け、昨年度、差押え不動産の公売を実施し、売却代金等を県税に充当し、更に、今年度、国税庁の配当金を受け県税に充当することにより、本事案は終結することとなり、未収金の一部解消・滞納繰越額を圧縮することが出来た。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部農業研究センター	平成17年9月14日 ～　9月16日	平成18年2月3日

（指導事項）

農薬、試薬等の劇（毒）物の管理について、管理担当者の定期的な確認、記録がなされておらず、また、管理責任者の保管状況、記録等の点検も実施された形跡がないなど、管理が不適切である。県の通知に基づく適正な管理に努めること。

（改善措置）

当センターにおける劇（毒）物の出納管理については、平成12年11月に様式を統一し管理を行っていたが、一部において管理担当者の確認処理や出納簿の記入方法についての指示が徹底されておらず、また、管理責任者の点検記録の項目が不明確であった。

平成17年11月に統一様式の変更を行い、管理責任者の選任基準のルール化や確認、点検など受払時の記録の徹底を図るとともに適正な物品管理を行うため、管理担当者と会計職員が定期的に保管状況と出納簿を照合・確認することとした。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部熊本土木事務所	平成17年9月15日 ～　9月16日	平成18年2月3日

（指摘事項）

道路占用料等の未収金（平成16年度末現在2,647,170円）について、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

道路占用料等の未収金の納入催告については、電話及び臨戸訪問により行っているが、定期的に期間を空けずに行うよう努めた。

また、債務者が行方不明の場合は、住民票等により追跡調査を行った。

なお、時効が完成した債権（103,255円）については、不納欠損処分を行う予定である。

（平成16年度末現在　1,780,062円）

（平成18年2月7日現在1,406,553円）

雑入の未収金については、工事請負契約解除に伴う前払金の余剰利息の未収金であり、請負者が倒産しており、代表者の所在が行方不明となっているが、引き続き代表者の所在を確認し、未収金の解消に努める。

（平成18年2月7日現在867,108円）

合計

（平成18年2月7日現在2,273,661円）

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
宇城地域振興局	平成17年10月3日 ～　10月4日	平成18年2月3日

（指摘事項）
（１）　県税の未収金は、平成16年度末現在で197,182,088円となっている。早期の滞納処分を組織的・計画的に実施するため、進行管理の徹底により、引き続きその解消に努めること。
特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、積極的な対応策を検討すること。
（２）　港湾区域占用料等の未収金（平成16年度末現在1,654,565円）について、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）
（１）　平成17年12月末現在までに16,882千円回収した。これまでも組織的・計画的に臨戸、電話催促、滞納処分等を行ってきたが、今後もさらに滞納処分を徹底し、県税の確保に向けて努力していく。
　個人県民税については、機会をとらえて各市町へ督励を行っていくとともに、徴収向上対策連絡会議や研修会の開催、共同催告を実施した。また、滞納事案検討会を開催し地方税法第48条を視野に入れて検討を行い、引き続き徴収率向上に努めている。
（２）　電話催告・臨戸により返還指導を計画的に行い、引き続きその解消に努めている。道路占用料・河川敷占用料については完納済み。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
宇城地域振興局	平成17年10月3日 ～　10月4日	平成18年2月3日

（指導事項）
（１）　生活保護費返還徴収金の未収金（平成16年度末現在2,465,326円）及び知的障害者保護費負担金の未収金（同92,800円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。
（２）　農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在11,802,000円）について、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）
（１）　生活保護費返還徴収金未収金及び知的障害者保護費負担金未収金については、定期的に家庭訪問・電話催促により返還指導を行い、その解消に努めているところであり、今後も継続して強力に返還指導を行う。
（２）　農業改良資金貸付金償還金未収金については、毎月一定額の償還がなされているところであるが、今後も償還能力を高めるため、経営面、技術面について、農業普及指導課を中心に継続的に個別指導を行うことにより、生産性の向上及び経営の安定化を進めるなど、回収につながるよう指導を行い、その解消に努めている。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
玉名地域振興局	平成17年10月6日 ～　10月7日	平成18年2月3日

（指導事項）
（１）　県税の未収金（平成16年度末現在212,915,465円）について、改善が見られるものの、財産差押えなどの効果的な滞納処分が実施できるよう、的確な進行管理を図ることにより、引き続きその解消に努めること。
（２）　平成16年度行政財産の使用許可に基づく使用料の収入調定がされていない。今後このような事が発生しないよう事務処理の方法を改善すること。
（３）　土木部関係の未収金9,606,516円（道路占用料（平成16年度末現在1,073,701円）、港湾区域占用料（同52,815円）、及び雑入（負担金）（同8,480,000円））について、引き続きその解消に努めること。
（４）　宇城管内の漁船登録申請について、玉名地域振興局で受付を行い、最終決裁は宇城地域振興局で完結している。効率的な事務処理の観点から、決裁権限の見直しを検討すること。（林務水産部漁政課）

（改善措置）

（１）　平成16年度末で212,915,465円あった未収金の大幅な縮減を図るため、本年度は、過年度の未収金の積極的な処理を行うとともに、現年度からの翌年度への繰越額を極力少額にとどめる方針のもと、過年度分は、差押えと執行停止を積極的に実施し、現年度分は督促月毎に進行管理を行った。

①過年度分

8月初旬から、債権を中心とした差押えを、少なくとも週に1件以上実施した。

②現年度分

主に自動車税につき、本庁の預金調査結果を受け、12月から、預金調査残高1万円以上の滞納者の預金を毎週差押えた。1月以降は、残高の制限をなくし週1回以上の差押えを執行し、併せて電話・臨戸を実施した。

なお、差押えについては、1月末で昨年度の件数を大幅に上回った。

（差押件数）H16　30件　　H17　206件　執行停止についても、1月末で昨年度の件数を上回った。

この結果、収入未済額を平成18年1月末現在で、183,507,011円まで圧縮した。

（２）　今回の指摘事項は、複数年にわたる行政財産の使用許可に対する収入調定について、毎年度収入調定を行うべきところH16年度分の収入調定に遺漏があったもの。

今後は、行政財産の使用許可台帳との照合、収入調定の原則（複数年の許可があっても、収入調定は毎年度実施すること等）の周知徹底などに努め、適正な管理を図ります。

なお、御指摘いただいた収入調定については、11月に収入調定済みです。

（３）　未収金のうち道路占用料については、原則、月1回以上の電話や訪問による催促・徴収に努めているが、改めて文書による催告も行った結果、未収金額は減少している。また、定期的に資産（預貯金、不動産等）調査を行い、預貯金がある場合、差押えも行ってきており（H14,15,16）、今後も差押え等を検討しながら、催促・徴収を行うこととしている。

なお、滞納が高額・長期間の場合、分納計画書の提出を求めているが（H17.5.2に1件提出）、さらに実行性のある分納計画書を徴収するなど未収金の解消に努めて参ります。

（参考）（H18.2.17末現在）

道路占用料1,056,801円

港湾区域占用料　37,815円

雑入（負担金）　8,420,000円

（橋梁破損補修費）

計　　9,514,616円

（４）　現行の事務処理システムは、平成12年度の地域振興局体制の発足以来行われているものですが、その理由としては、①県民の視点から、県民が最寄りの振興局で申請・登録・届出が行えるようにしたため、宇城地域振興局管内の漁船登録は同局で受理することとされたこと。②県行政の効率化の視点から、業務量に応じた職員配置を行うため、玉名地域振興局の水産課の職員を宇城地域振興局職員として兼務させることとなったことです。

以上の経緯から、宇城地域の漁船登録関係書類の受理は宇城地域振興局で行い、決裁も同局の事務として処理しています。

今回の監査で、決裁権限の見直し検討の指導を頂いたので、宇城地域住民の申請を玉名地域振興局長の決裁で処理するのか、宇城地域振興局にも水産担当職員を配置するのか、適切な処理のあり方について漁政課、人事課等の関係課と協議し成案を得るべく努力します。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
鹿本地域振興局	平成17年10月12日 ～　10月13日	平成18年2月3日

（指摘事項）

（１）　農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在8,199,000円）について、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

（１）　未収金が発生している2件のうち、1件については、未収金解消のため、債務者を含め関係者で検討を重ねた結果、未収金の一部（100万円）について償還が得られた。
　また、債務者が破産手続き中の1件については、連帯保証人に対し償還を求めているところである。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
鹿本地域振興局	平成17年10月12日 ～　10月13日	平成18年2月3日

（指導事項）
（１）　県税の未収金（平成16年度末現在118,253,219円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）
（１）　年度当初に策定した「税務事務執行計画」に基づき、県税未収金の解消に向けた取り組みを徹底して実行している。
　個人県民税の未収金については、「前年度実績を上回る収入率の確保」を目標に、管内市町の高額滞納者調査やヒアリングを実施し、共同徴収等に取り組むこととしており、併せて、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例の活用についての働きかけを強化していく考えである。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
菊池地域振興局	平成17年10月17日 ～　10月18日	平成18年2月3日

（指摘事項）
（１）　県税の未収金は、平成16年度末現在で263,437,370円となっている。早期の滞納処分を組織的・計画的に実施するため、進行管理の徹底により、引き続きその解消に努めること。
　特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、積極的な対応策を検討すること。

（改善措置）
（１）　平成17年度県税滞納整理実施要領に基づき、12月に年末徴収強化の取組を実施しました。また、データベース及び滞納整理カードによる進行管理を行い、滞納整理の促進に努めています。
　個人県民税につきましては、10月下旬に菊池地域個人住民税徴収向上対策連絡会議（管内5市町）を開催し、12月及び1月に市町への督励を行いました。また、機会をみつけて、管内市町に対し地方税法第48条の特例の活用等について積極的に働きかけを行います。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
菊池地域振興局	平成17年10月17日 ～　10月18日	平成18年2月3日

（指導事項）
（１）　清掃業務委託等をはじめ、施設管理に係る業務委託について、検査員による検査が行われていなかった。会計規則第80条及び第136条第3項に基づき、適正に事務処理を行うこと。
（２）　農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在2,810,000円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）
（１）　履行確認のうえ、完了報告書への検査員の検査証明を行うこととしました。
（２）　借入者に対し面談等を通じて早期に償還を行うよう指導を行いました。
　その結果1月末現在で、1,650千円の納入があり、現在の残高は1,205千円となっております今後とも早期償還に向けて、指導及び督促を行い早期解消に努めます。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
阿蘇地域振興局	平成17年10月20日 ～10月21日	平成18年2月3日

（指摘事項）

（１）　県税の未収金は、平成16年度末現在で150,070,435円となっている。特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

（１）　財産調査及び捜索等により財産を発見し、差押え公売を行ったところで、資産等が無く納付能力がない者については滞納処分の執行停止を行った。

　また、個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用し市町村と連携を密にし、共同催告を行うとともに、市町村に対してヒヤリング等を行い、滞納処　分の助言指導を行った。

　これらのように、できる限り滞納繰越額圧縮に取り組んだ。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
上益城地域振興局	平成17年10月26日 ～　10月27日	平成18年2月3日

（指摘事項）

（１）　県税の未収金は、平成16年度末現在で125,641,911円となっている。特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

（２）　農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在1,636,389円）について、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

（１）　滞納整理強化期間（6～8月）に集中的に滞納処分や臨戸等による納税交渉を実施し、以降も継続して滞納整理を実施している。

　特に、個人県民税については、上益城地域個人住民税徴収向上対策連絡会議幹事会、滞納事案検討会、各種会議等を通じ各町に対し、督励を行い徴収率向上を図っている。

　また、地方税法第48条に基づく徴収引継については、町と滞納事案検討会を実施し、個々の事例について検討を行った結果、今年度は実施に至らなかったが、今後とも引き続き働きかけていく。

（２）　3名の滞納者のうち平成16年12月償還分の2名の延滞については、平成17年7月と平成17年10月に償還済み。

　残りの1名（平成15年4月償還分）の延滞に関しては、現在、本人と協議した償還方法に沿って償還中であり、今後とも毎月の償還状況を確認しながら指導を徹底する。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
上益城地域振興局	平成17年10月26日 ～　10月27日	平成18年2月3日

（指導事項）

（１）　生活保護費返還徴収金の未収金（平成16年度末現在5,567,212円）及び年度後返納（生活保護費分）の未収金（同317,552円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

（２）　道路工事施行承認申請事務について、申請から承認まで約1年を要している事例が見受けられた。部下職員の担当事務の把握と進行管理に努めること。

（改善措置）

（１）　生活保護費返還徴収金の未収金及び年度後返納の未収金については、8名中7名は分納により返還中である。今後も、訪問活動と併せて催告し、納付の確認を行う。

　また、返還の滞っている者については、管外に居住のため、引き続き、現況調査及び催告を行

うが、併せて、居住地の関係機関と対策を講じて参る。
（２）　許認可関係の申請については、各々の担当者が文書受付を行い事務処理をすることとなるが、ご指摘のようなことがないよう、例会等を通じて職員の指導を行う。
また、受付後は、文書管理システム上で処理状況を担当係長が確認する等、担当事務の把握と進行管理に努める。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
八代地域振興局	平成17年11月1日 ～　11月2日	平成18年2月3日

（指導事項）
（１）　県税の未収金（平成16年度末現在190,763,571円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金対策について、滞納総額の大部分を占める八代市との連携強化を図るなど、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）
（１）　八代市に係る個人県民税の未収金問題については、2月9日、八代市と当局で個人住民税に係る高額滞納事案検討会を開催した。この中では個別の高額滞納事案（300万円以上）毎に滞納処分や財産調査の進め方など今後の処理方針について指導・助言を行った。今後も八代市と滞納事案の情報交換を行い、同市への指導・助言に努めるとともに、個人住民税滞納事案に係る市町村からの徴収引継制度（地方税法第48条）の適用など、より効果的な対策を検討して参りたい。
今後も個人県民税を含め滞納事案の進行管理の徹底を図りながら、積極的に滞納整理を進め未収金の一層の解消に努めて参りたい。
※滞納者の財産差押件数の伸び
（全税目・平成18年1月末現在）・・・対前年度比で約3倍

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
芦北地域振興局	平成17年11月14日 ～　11月15日	平成18年2月3日

（指摘事項）
（１）　地方港湾使用料の未収金（平成16年度末現在1,236,747円）について、引き続きその解消に努めること。
（２）　平成16年度に3筆の未登記が新規に発生している。引き続き未登記の解消に努めること。

（改善措置）
（１）　平成17年9月に未納業者所有の建物を差押え、併せて毎月5万円ずつを分納している。今後も引き続き納付の継続を監視していく。
（２）　裁判所の成年後見人選任手続きに時間を要していたが、平成17年12月に選任が終了し、本年1月に3筆とも登記が完了した。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
芦北地域振興局	平成17年11月14日 ～　11月15日	平成18年2月3日

（指導事項）
（１）　県税の未収金（平成16年度末現在36,202,479円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）
（１）　地方税法第48条に規定する徴収の特例については制度改正以来周知を図ってきたところであるが、定期監査後に開催した「芦北地域個人住民税徴収向上対策連絡会議」の席上、管内市町の助役及び収入役、税務課長に対し重ねて特例制度の説明を行い、活用検討を求めた。
また以前から定期的に住民税高額滞納ヒアリングを実施し助言を行ってきたが、滞納整理向上

の観点から、今後は案件ごとに県及び市町の両者が共通認識のもと対処方針を決定し、以後進捗状況を確認しながら滞納の解消に向け取り組んで行くこととする。

　加えて地元市町との会議や研修の機会を捉えて個人住民税徴収に係る督励を行い、未収金の解消に努めていく。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
球磨地域振興局	平成17年11月8日 ～　11月9日	平成18年2月3日

（指導事項）

（１）　県税の未収金（平成16年度末現在136,991,042円）について、積極的な滞納処分を実施するなど、縮減に向けた努力がされているが、引き続きその解消に努めること。

（２）　生活保護費返還徴収金（平成16年度末現在1,066,244円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

（３）　平成16年度水源森林総合整備事業に係る工事について、設計価格の積算過程において計算誤りがあったことから、設計金額が過大となっている。今後、チェック体制の徹底を図るなど、適正な事務の執行に努めること。

（４）　平成16年度における土木部関係の用地買収価格の設定において、契約額によって異なる積算方法をとっていることについては、合理性がない。土木部長通知に基づいた適正かつ統一的な事務処理に改めること。

（改善措置）

（１）　債権差押を中心に、早期の滞納処分を実施し、捜索による徹底的な財産調査（11・12月に実施）を行い、差押及び執行停止を積極的に実施し滞納額の圧縮に努めている。また、差押動産については1月にネット公売により収入を確保した。

　個人県民税については、併任徴収（多良木町）の実施、管内全市町村に対する高額滞納状況報告書に基づくヒアリング、1月に人吉市、山江村、あさぎり町に再度ヒアリングを行い、処理方針及び進行状況の確認を行った。こうした中、管内において多良木町（2件）、あさぎり町（1件）が捜索を行う等、個人県民税の徴収強化のための積極的な滞納処分が行われている。

（２）　滞納件数3件の内2件は、分納誓約中であり引き続き誓約を履行するよう家庭訪問等により定期的に徴収を実施。他の1件については、毎月家庭訪問することにより、生活実態の把握に努め引き続き返納の履行を要請中である。

（平成17年12月末現在滞納額3件968,780円）

（３）　指摘のとおり計算違いがあったため、設計変更に併せて適正な単価に訂正のうえ変更契約を行った。（工期：平成17年3月23日～平成17年11月28日）

　現在では、計算違いがないように複数の人員で、設計図書のチェックを行うなどチェック体制の徹底を図っている。

（４）　監査終了後課内で検討し、土木部長通知に基づいた適正かつ統一的な方法に改めることとした。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
天草地域振興局	平成17年11月17日 ～　11月18日	平成18年2月3日

（指摘事項）

（１）　土木部関係の未収金2,020,969円（港湾区域占用料（平成16年度末現在441,745円）、河川敷占用料（同2,070円）、地方港湾使用料（同857,154円）及び雑入（同720,000円）について、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

（１）　港湾区域占用料については平成17年10月までに、地方港湾使用料については平成17年6月までに全額収納したところ。

　河川敷占用料については本人が自己破産しており、熊本県会計規則第27条の規定に基づく処理を行う予定である。

また、雑入については、本人が行方不明となっているため、住民票や戸籍による追跡調査を行うなど所在調査に努めているところであり、所在確認後、督促を行う。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
天草地域振興局	平成17年11月17日 ～　11月18日	平成18年2月3日

（指導事項）

（１）　県税の未収金（平成16年度末現在137,832,892円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

（１）　県税の未収金については、平成17年度県税滞納整理実施要領に基づき、厳正な滞納処分の執行等によりその解消に取り組んでいるところである。

特に個人県民税の未収金については、天草地区地方税徴収向上対策連絡会議を軸に、研修・協議等積極的な支援を行っているところであり、今後も、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例の活用を検討・協議するなど、未収金の解消に努めて行く。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
警察本部会計課他	平成17年7月27日～29日及び 8月18日	平成18年2月3日

（指導事項）

（１）　雑入（道路情報板等の損壊に係る損害賠償金）の未収金（平成16年度末現在13,242,475円）について、引き続きその解消に努めること。

（改善措置）

（１）　未収金の早期解消に向けて、次に掲げる措置を講じた。

○　平成17年8月営業活動等の実態把握のための職員による現地調査
○　平成17年8月強制執行（銀行口座差押え）を実施し、未収金の一部を回収
○　平成17年11月営業活動等の実態把握のための職員による現地調査
○　平成18年3月民間調査機関に資産状況調査を委託

発行所　熊　本　県　熊本市国府4丁目10－18
平成18年4月28日印刷　印刷所　秀　巧　社
平成18年4月28日発行　電話（代）096－286－2221番
古紙配合率100%